

現在使用している国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、7月31日までとなっています。新しい保険証は、7月中旬に世帯の加入者全員分を世帯主宛での簡易書留でお送りします。受け取りには受領印が必要です。不在の場合は、郵便局から不在連絡票が置かれますので、その内容に基づいて受領してください。郵便局の保管期間(配達から1週間)を過ぎた場合は、市で保管します。

新しい保険証の有効期間は、令和2年8月1日から3年7月31日までです。有効期間が切れた保険証は、下記または各出張所へ返却するか、ご自身で裁断するなどの処分をしてください。

問い合わせ 保険年金課国民健康保険担当(1階③番窓口)



70歳になる人へ

令和2年8月2日から3年7月31日までに70歳の誕生日を迎える人の有効期限は誕生月の月末(1日生まれの人は誕生日の前日)までとなります。保険証兼高齢受給者証は、適用となる月の前月末に郵送します。

75歳になる人へ

令和2年8月2日から3年7月31日までに75歳の誕生日を迎える人は、誕生日以降は後期高齢者医療制度へ移行します。後期高齢者医療制度の保険証は、誕生日前までに郵送します。

保険税を滞納すると…

国民健康保険税(保険税)を特別な事情もなく長い間納めないでいる世帯には、有効期間の短い保険証を交付する場合があります。また、保険税を1年以上滞納している世帯には、保険証に代わり資格証明書を交付する場合があります。その場合は、医療機関でいったん全額を負担することになります。保険税の納付が困難な場合は、お早めに収税課収税担当(1階⑩番窓口)へご相談ください。

蚊を媒介とする感染症の予防対策 ～蚊に刺されない・蚊を増やさない～

これから蚊が発生する季節を迎えます。

蚊自体は病原体を保有していませんが、ウイルスなどの病原体に感染した人や動物の血を吸った蚊に刺されることで、さまざまな感染症にかかる恐れがあります。海外では蚊を媒介とする感染症が多く報告されており、海外で感染して帰国した人から、国内に感染が拡大することを防ぐ必要があります。

蚊を媒介とする感染症にかからないためには、一人一人が蚊に注意し、感染症の流行地域で蚊に刺されない、住まいの周囲に蚊を増やさないなどの対策をすることが重要です。

蚊に刺されないようにしましょう

- 海外へ渡航する際には、渡航前に現地での流行状況を把握しましょう。蚊を媒介とする感染症の流行地域へ渡航する場合には、蚊に刺されないように万全な対策をしましょう。
- ジカウイルス感染症は胎児の小頭症との関連が指摘されています。特に流行地域へ渡航する妊婦は、蚊に刺されないように対策を徹底しましょう。
- 屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊に刺されないように注意しましょう。
- 網戸や扉の開閉を減らし、蚊取り線香を昼間から使用するなど、できる限り家の中への蚊の侵入を防ぎましょう。

蚊を増やさないようにしましょう

- 蚊は、植木鉢の受け皿や屋外に放置された空き缶にたまった雨水など、小さな水たまりでも発生します。日頃から住まいの周囲の水たまりをなくすように心掛けましょう。
 - 1週間に1度程度は、雨水がたまった容器を逆にするなど、できる限り蚊が発生しにくい環境を整えましょう。
- ※蚊の活動がおおむね終息する10月下旬頃までを目安に行いましょう。

問い合わせ

保健相談センター
☎985-5122

